参考資料２

（資料１）

令和５年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、令和５年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県。

【令和５年度調査方法】

令和５年度中に新たに相談・通報があった事例や令和４年度中に相談・通報があったもののうち、令和５年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について Excel ファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

【留意事項】

割合（%）は四捨五入しているので、内訳の合計が 100%に合わない場合がある。

【調査結果概要】

１．高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが令和５年度で 1,123 件であり、前年度より 267 件（31.2%）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは 17,100 件であり、前年度より 431 件（2.6%）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが 3,441 件であり、前年度より 646 件（23.1%）増加したのに対し、養護者によるものは 40,386 件であり、前年度より 2,095 件（5.5%）増加した。虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合の推移をみると、養介護施設従事者等による虐待件数の割合は増加傾向にあり、養護者による虐待件数の割合は減少傾向にある。表 1、図 1～図 3【2～6P、12～14P】

表１　高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和４年度対比）

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数(※3)	相談･通報件数(※4)	虐待判断件数(※3)	相談･通報件数(※4)
令和5年度	1,123 件	3,441 件	17,100 件	40,386 件
令和4年度	856 件	2,795 件	16,669 件	38,291 件
増減(増減率)	267 件（31.2%）	646 件（23.1%）	431 件（2.6%）	2,095 件（5.5%）

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等
※3 調査対象年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査･判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)
※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談･通報を受理した件数

図1　養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

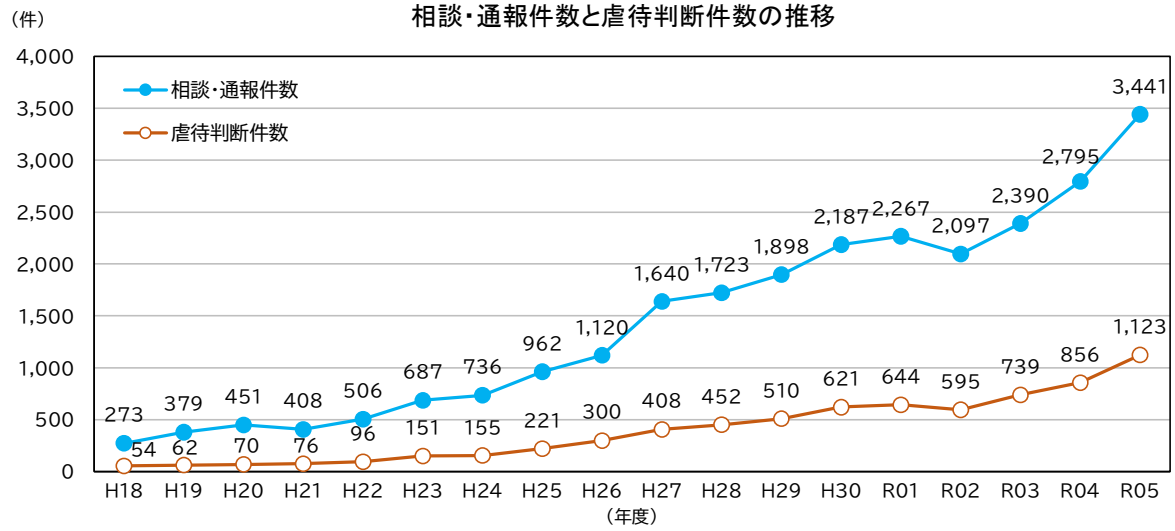

図2　養護者による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

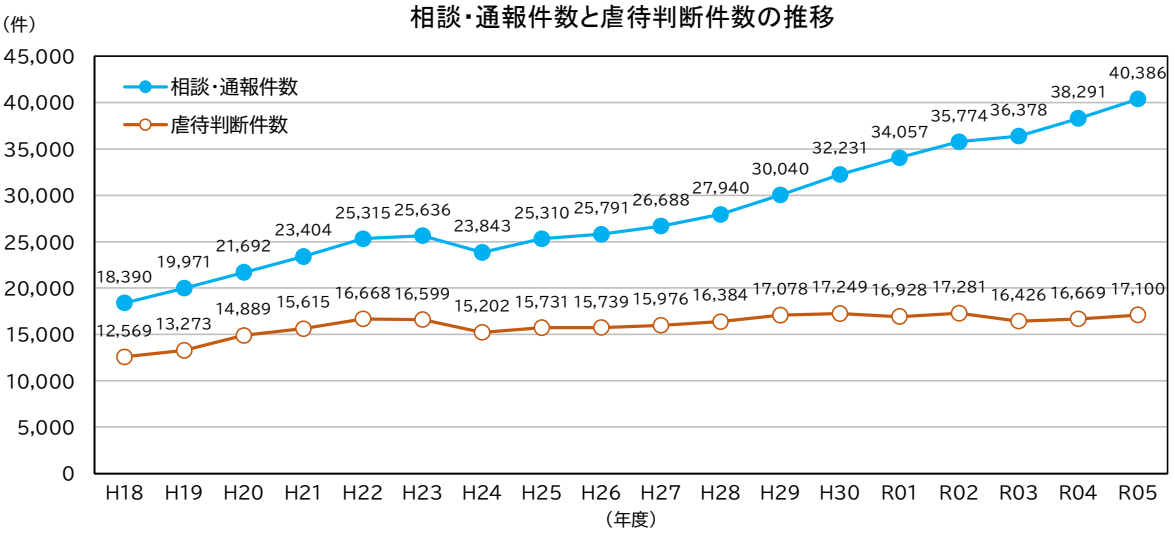

図3　虐待の相談・通報件数に占める
虐待判断件数割合の推移

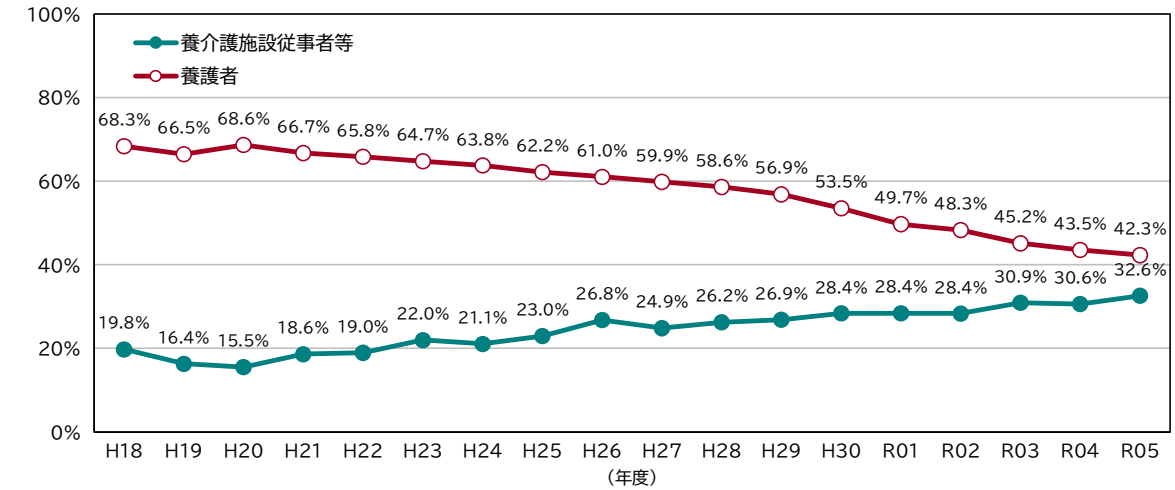

２．養介護施設従事者等による高齢者虐待

（１）相談・通報者

相談・通報者 3,917 人のうち、「当該施設職員」が 1,125 人（28.7%）で最も多く、次いで「当該施設管理者等」が 654 人（16.7%）であった。（複数回答）【2～3P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 3,441 件と一致しない。

（２）事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 5 日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 42 日であった。【4P】

（３）虐待の発生要因

「虐待を行った職員の課題」区分に含まれる項目が上位を占めた。同区分内「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が 867 件（77.2%）で最も多く、次いで「職員のストレス・感情コントロール」が 763 件（67.9%）、「職員の倫理観・理念の欠如」が 750 件（66.8%）、「職員の性格や資質の問題」が 749 件（66.7%）、「職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」が 714 件（63.6%）であった。【4P】

（４）過去の指導等

虐待の事実が認められた 1,123 件の施設・事業所のうち、296 件（26.4%）が過去何らかの指導等（虐待以外の事案に関する指導等を含む）を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが 215 件（19.1%）あった。【5P】

（５）虐待の事実が認められた施設・事業所の状況

◯種別は、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 352 件（31.3%）で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 315 件（28.0%）、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が 156 件（13.9%）、「介護老人保健施設」が 114 件（10.2%）であった。【7P】

◯虐待防止に関する取組状況は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」が 843 件（75.1%）で最も多く、次いで「虐待防止委員会の設置」が 725 件（64.6%）、「虐待防止に関する指針の整備」が 607 件（54.1%）であった。【7P】

（６）虐待の内容

○　養介護施設従事者等による被虐待高齢者として特定された 2,335 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 1,198 人（51.3%）で最も多く、次いで「心理的虐待」568 人（24.3%）、「介護等放棄」521 人（22.3%）であった。（複数回答）図 4【7～8P】

○　被虐待高齢者 2,335 人のうち、「身体拘束あり」は 598 人（25.6%）であった。【8P】

○　虐待の程度（深刻度）の割合では、「2（中度）」が 835 人（59.7%）と最も多く、次いで「1（軽度）」が 458 人（32.8%）、「3（重度）」が 67 人（4.8%）、「4（最重度）」が 38 人（2.7%）の順であった。図 5【8P】

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 1,398 人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数 2,335 人と一致しない。

○　高齢者の死亡事例は 5 件（5 人）であった。【6P】

図4　虐待の種別の割合

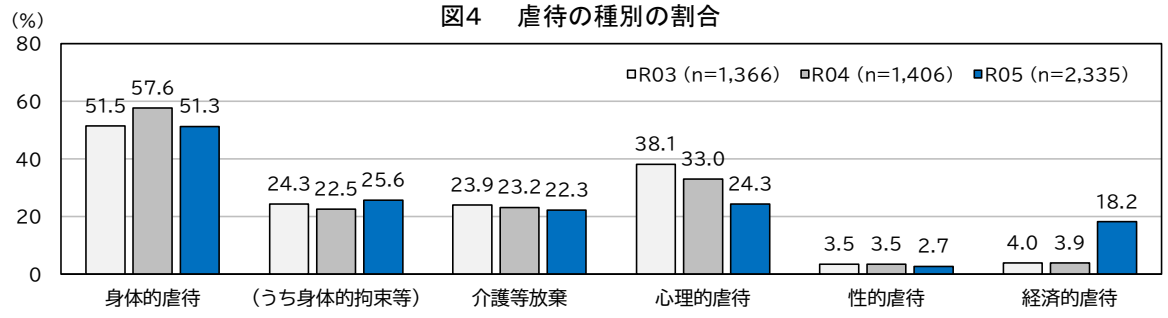

※各年度において個人が特定できた被虐待者の総数に対する集計(複数回答)。

図5　虐待の程度(深刻度)の割合

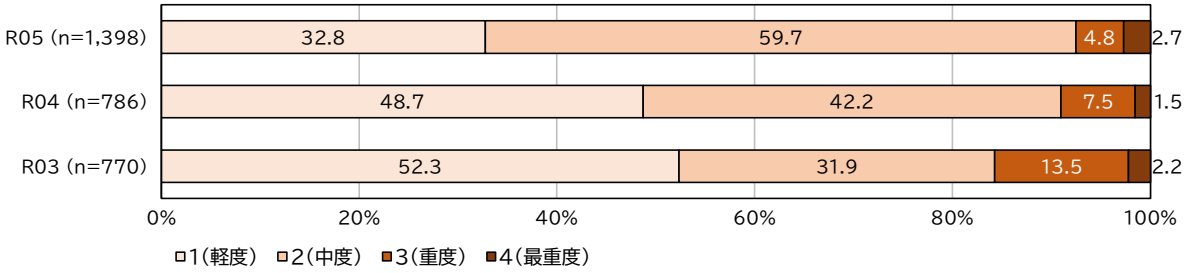

※各年度において個人が特定できた被虐待者の総数のうち、虐待の程度(深刻度)に回答があったものに対する集計。

(7) 被虐待高齢者の状況

○　被虐待高齢 2,335 人のうち、「女性」が 1,673 人 (71.6%) を占め、年齢は 90～94 歳が 512 人 (21.9%)、85～89 歳が 497 人 (21.3%)、であった。また、要介護度 3 以上の者が 1,628 人 (69.7%)、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が 1,705 人 (被虐待高齢者全体の 73.0%、「認知症の有無が不明」を除いた場合 92.2%)、障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A以上の者が 1,292 人 (55.3%) であった。【8～10P】

(認知症との関係)

○　入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度「Ⅳ／M」の場合、身体的虐待を受けている割合が高く、心理的虐待を受けている割合が低い傾向がみられた。図 6【29P】

図6　入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

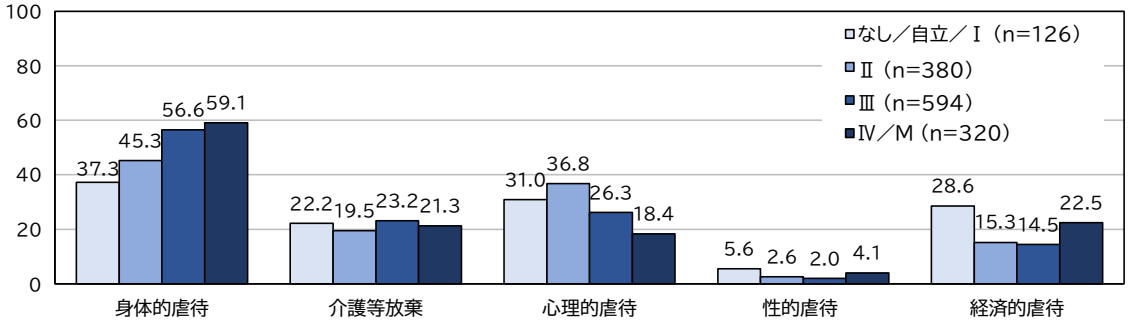

※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

○　入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、すべての区分で「2（中度）」が最も多くなっていた。図７【29P】

図7　入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

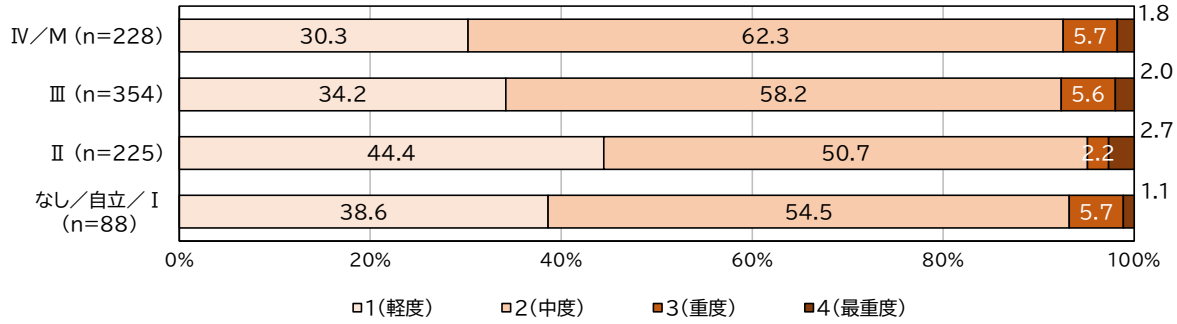

※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

（要介護度との関係）

○　入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「要介護４」や「要介護５」では身体的虐待を受けている割合が高く、「要介護２」や「要介護３」では心理的虐待を受けている割合が低い傾向がみられた。また、「自立／要支援／要介護１」では経済的虐待を受けている割合が高い傾向がみられた。図 8【30P】

図8　入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

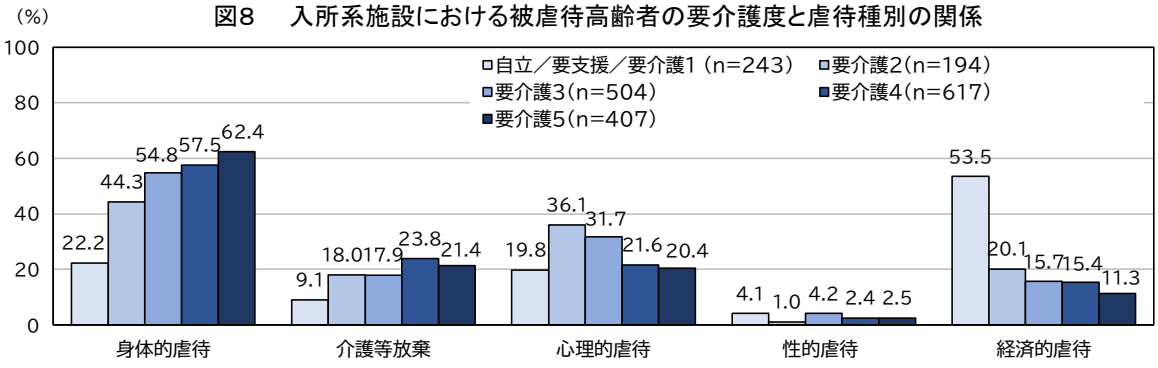

※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースを除く。

（日常生活自立度（寝たきり度）との関係）

○　入所系施設における被虐待高齢者の「日常生活自立度（寝たきり度）」と「虐待種別」の関係をみると、日常生活自立度（寝たきり度）が「C」では介護等放棄を受けている割合がもっとも高く、心理的虐待を受けている割合がもっとも低かった。図 9【30P】

図9　入所系施設における被虐待高齢者の
日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

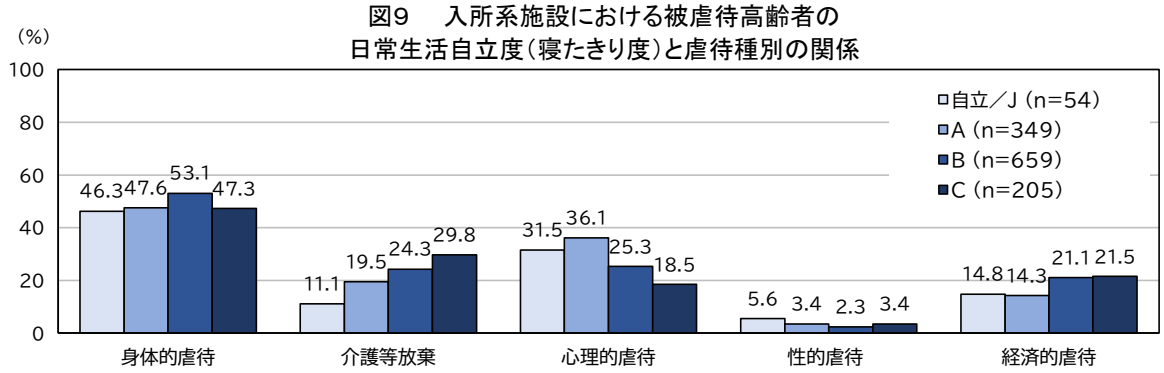

※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケースを除く。

（施設種別との関係）

○　いずれの施設種別においても「身体的虐待」が含まれる割合が最も高いが、「居宅系」では「介護等放棄」と拮抗している。

○　「介護保険施設」では全体に比して被虐待高齢者において「身体的虐待」「心理的虐待」が含まれる割合が高い。

○「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護」では全体に比して「心理的虐待」が含まれる割合が高く、「経済的虐待」が含まれる割合が低い。

○　「その他入所系」では全体に比して「介護等放棄」「心理的虐待」が含まれる割合が低い一方「経済的虐待」が含まれる割合が高い。

○　「居宅系」では全体に比して「身体的虐待」が含まれる割合が低い。図 10【31P】

図10　施設等種別ごとの虐待種別の関係

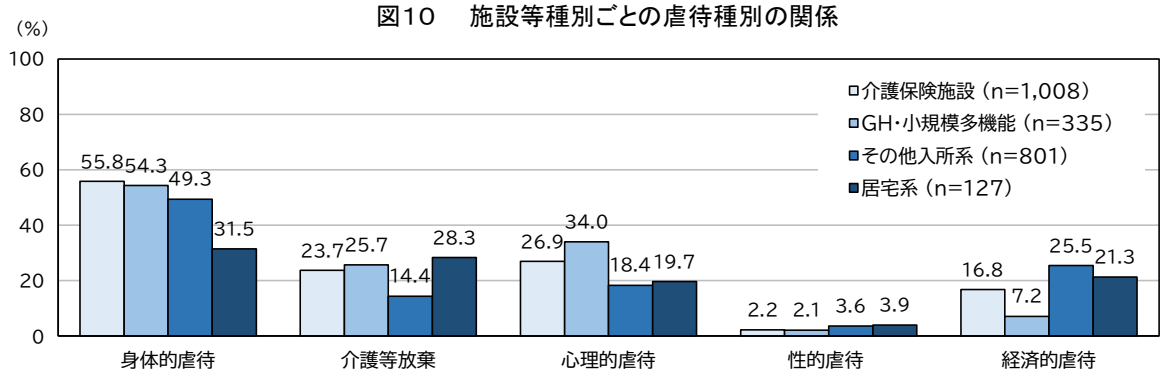

※被虐待高齢者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

○　「施設種別」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、全体に比して、「介護保険施設」では「4（最重度）」の割合が高く、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護」では「3（重度）」の割合が高い傾向がみられた。図 11【37P】

図11　施設等種別と虐待の程度（深刻度）の関係

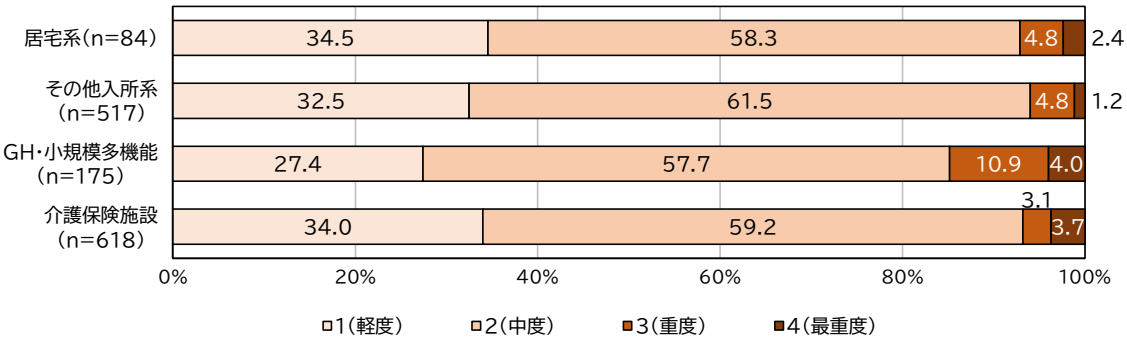

※被虐待高齢者ごとに、虐待の程度（深刻度）に回答があったものを集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。

（８）虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

○　養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者 1,351 人のうち、年齢は「40～49 歳」が 206 人（15.2%）、「60 歳以上」が 205 人（15.2%）、「50～59 歳」が 204 人（15.1%）、「30～39 歳」が 184 人（13.6%）、「30 歳未満」が 137 人（10.1%）であった。職種は「介護職」が 1,119 人（82.8%）であった。【10P】

○　虐待者の性別は、「男性」が 736 人（54.5%）、「女性」が 601 人（44.5%）であった。【10P】

○　虐待者の男女比については、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める男性の割合が 23.0%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 54.5%であることを踏まえると、虐待者は相対的に男性の割合が高い。図 12【37P】

図12　虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

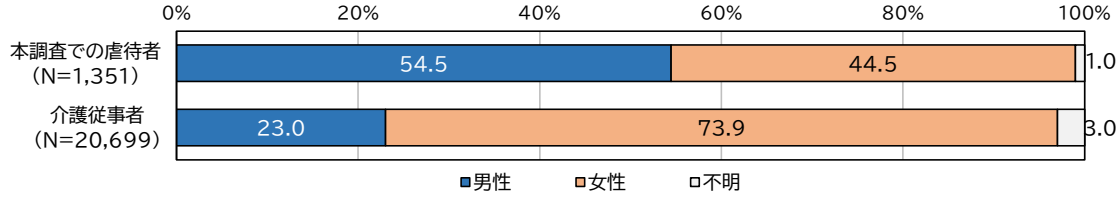

※(注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和5年度介護労働実態調査（介護労働者の就業実態と就業意識調査）』による。

○　虐待者の男女別年齢を介護従事者全体と比較すると、男性・女性のそれぞれで「30歳未満」の虐待者の割合が介護従事者全体よりも高い傾向がみられる。図 13【37P】

図13　虐待者と介護従事者の性別と年齢の比較

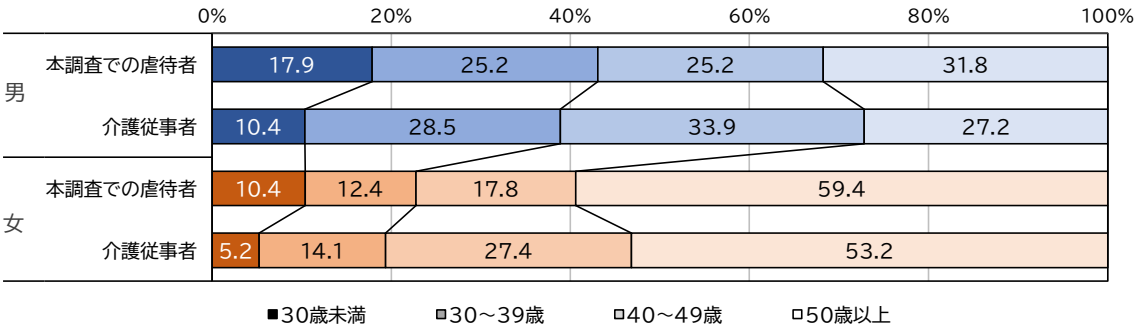

※性別・年齢は「不明」を除く。(注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和5年度介護労働実態調査(介護労働者の就業実態と就業意識調査)』による。

（９）虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、指定効力の停止等の対応が取られていた。【11P】

３．養護者による高齢者虐待

（１）相談・通報者

相談・通報者 42,850 人のうち「警察」が 14,682 人（34.3%）で最も多く、次いで「介護支援専門員」が 10,607 人（24.8%）、「家族・親族」が 3,209 人（7.5%）であった。【12P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 40,386 件と一致しない。

（２）事実確認の状況

○　相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日（即日）であり、相談・通報の受理から虐待判断までの中央値は 4 日であった。【13P】

○　相談・通報件数 41,747 件（令和４年度に相談・通報があったもののうち、令和５年度中に事実確認を行ったものを含む。）について市町村が事実確認を行った事例 39,283 件（94.1%）のうち、「訪問調査」が 25,147 件（60.2%）、「関係者からの情報収集」が 13,991 件（33.5%）、「立入調査」が 145 件（0.3%）において実施された。【13P】

（３）虐待の発生要因

被虐待者の「認知症の症状」が 9,639 件（56.4%）、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が 9,376 件（54.8%）、「理解力の不足や低下」が 8,162 件（47.7%）、「知識や情報の不足」が 7,960 件（46.5%）、「精神状態が安定していない」が 7,855 件（45.9%）、「介護力の低下や不足」が 7,836 件（45.8%）であった。（複数回答）【14～15P】

（４）虐待の内容

○　養護者による被虐待高齢者の総数 17,455 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」

が 11,362 人（65.1%）で最も多く、次いで「心理的虐待」が 6,680 人（38.3%）、「介護等放棄」が 3,393 人（19.4%）、「経済的虐待」が 2,773 人（15.9%）であった。（複数回答）図 14【15P】

○　虐待の程度（深刻度）の割合は、「1（軽度）」が 5,053 人（40.1%）と最も多く、次いで「2（中度）」が 4,748 人（37.6%）、「3（重度）」が 2,025 人（16.1%）、「4（最重度）」が 785 人（6.2%）を占めた。図 15【16P】

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 12,611 人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数 17,455 人と一致しない。

図14　虐待の種別の割合

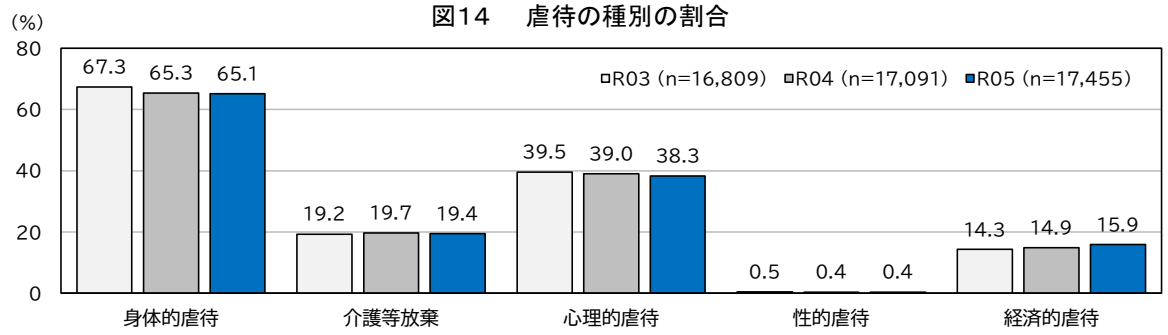

※各年度における被虐待者の総数について、被虐待高齢者ごとの虐待種別を複数回答形式で集計。

図15　虐待の程度（深刻度）の割合

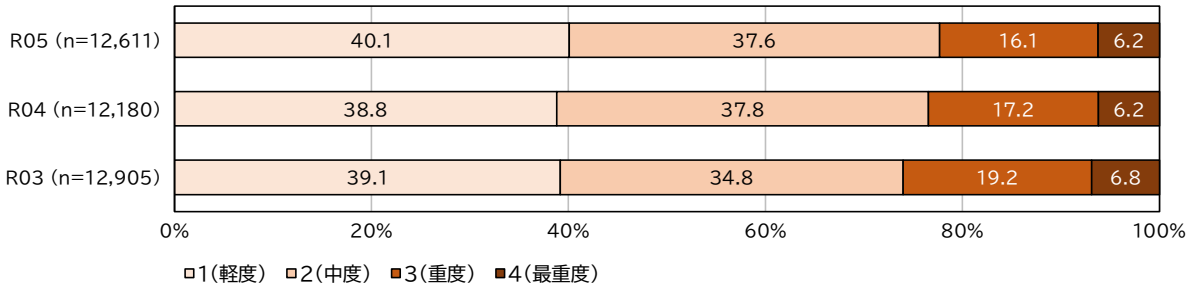

※各年度における被虐待者の総数のうち、虐待の程度（深刻度）に回答があったものに対する集計。

（５）被虐待高齢者の状況

○　被虐待高齢者 17,455 人のうち、「女性」が 13,189 人（75.6%）を占め、年齢では「80～84 歳」が 4,478 人（25.7%）、「85～89 歳」が 3,783 人（21.7%）であった。要介護認定の状況は、認定済みが 12,538 人（71.8%）であり、被虐待高齢者のうち要介護認定者内の要介護度別の内訳は「要介護 1」が 3,166 人（25.3%）、「要介護 2」が 2,705 人（21.6%）、「要介護 3 以上」が 4,848 人（38.7%）であった。また、要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上は 9,231 人（73.6%）、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上は 8,753 人（69.8%）であった。【16～17P】

（認知症との関係）

○　被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者に重度の認知症がある場合には「介護等放棄」「経済的虐待」を受ける割合が高い。一方で「身体的虐待」「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。図 16【39P】

図16　被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

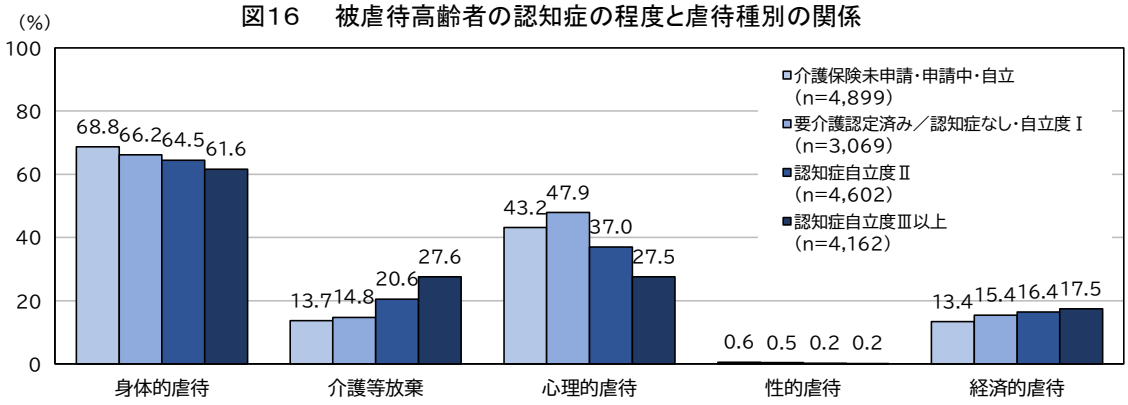

※介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

○　被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、全体に比して、「介護保険未申請・申請中・自立」では「1（軽度）」及び「4（最重度）」の割合が高く、「認知症自立度Ⅲ以上」では「3（重度）」の割合が高い。図 17【39P】

図17　被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

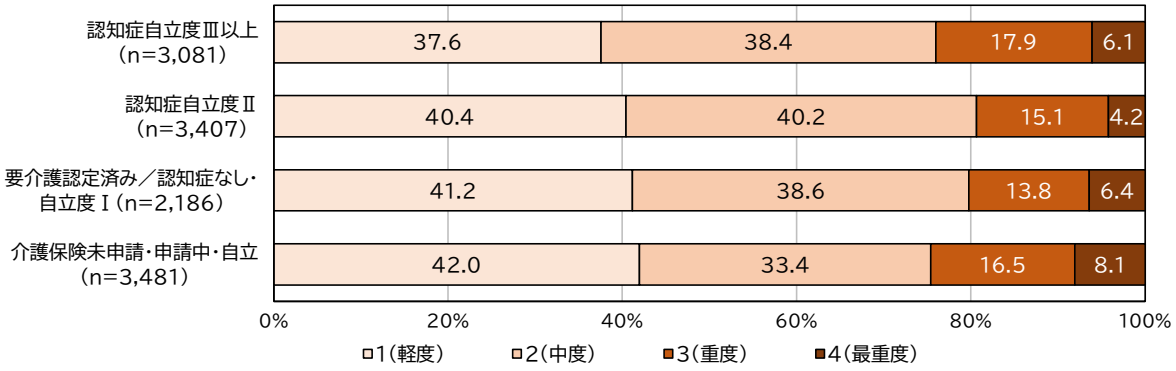

※虐待の程度（深刻度）に回答があったもののうち、介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

（要介護度との関係）

○　被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「介護等放棄」では要介護度が重い方の割合が高く、「身体的虐待」及び「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。また「要支援１」を除くと、「経済的虐待」で「介護等放棄」と同様の傾向がみられた。図 18【38P】

図18　被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

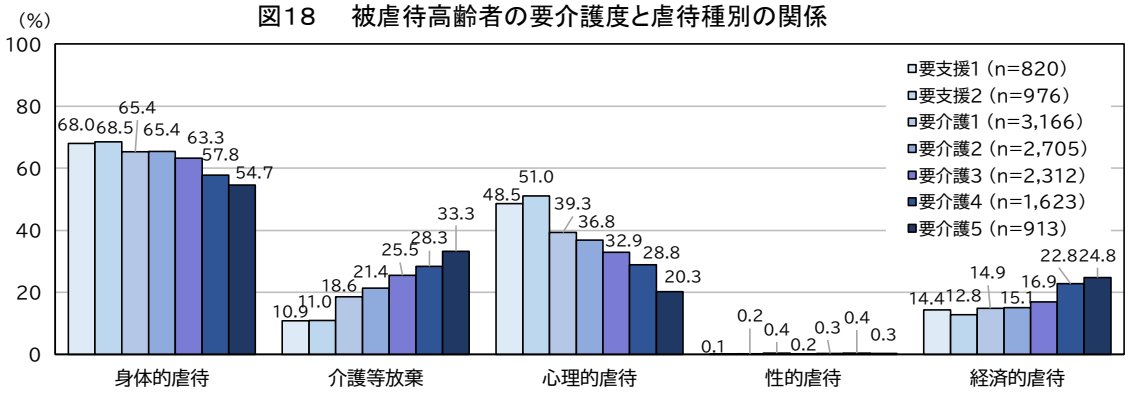

※要支援･要介護認定済者から要介護度不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

○　被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、要介護度が重い場合に深刻度が高まる傾向がみられた。図 19【39P】

図19　被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度（深刻度）の関係

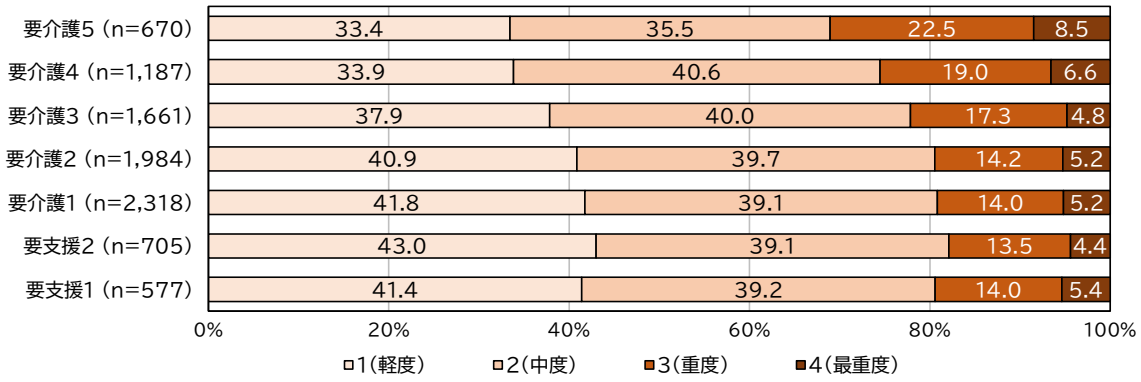

※虐待の程度（深刻度）に回答があったもののうち、要支援･要介護認定者を対象に集計。要介護度不明のケースを除く。

（日常生活自立度（寝たきり度）との関係）

○　被虐待高齢者の「日常生活自立度（寝たきり度）」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が低くなる（身体機能が低下する）ほど「介護等放棄」を受ける割合が高い。また「自立」を除くと、「経済的虐待」でも同様の傾向がみられた。一方で、「身体的虐待」や「心理的虐待」については逆の傾向がみられた。図 20【40P】

図20　被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

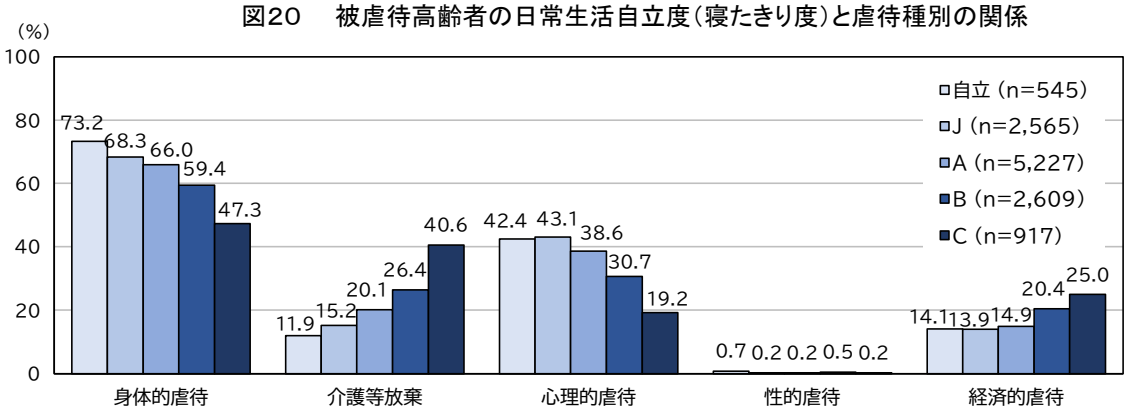

※集計対象は要支援・要介護認定済者。寝たきり度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

○　被虐待高齢者の「日常生活自立度（寝たきり度）」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が低い（身体機能が低下している）場合、虐待の深刻度が高くなる傾向がみられた。図 21【40P】

図21　被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待の程度（深刻度）の関係

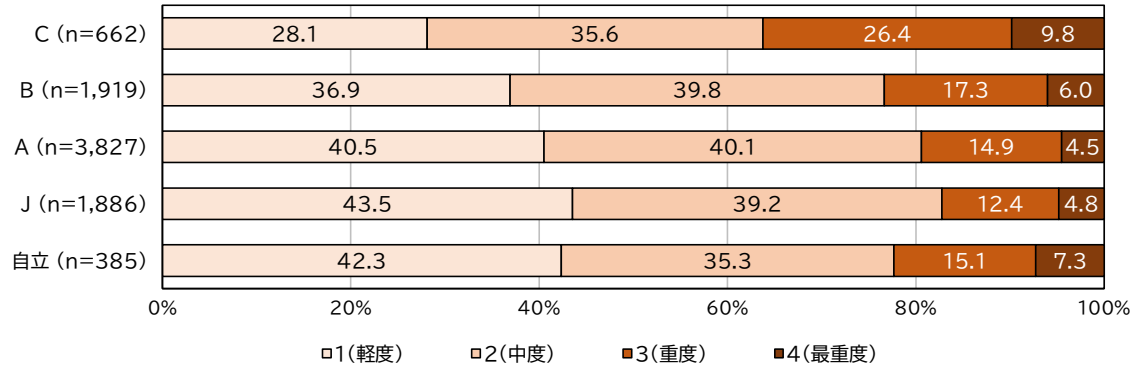

※虐待の程度（深刻度）に回答があったもののうち、要支援・要介護認定済者を対象に集計。寝たきり度が不明のケースを除く。

（介護保険サービス利用状況との関係）

○　被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度（深刻度）」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合では、虐待の「3（重度）」及び「4（最重度）」の割合が相対的に低く、「1（軽度）」の割合が高かった。図 22【41P】

図22　被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と虐待の程度（深刻度）の関係

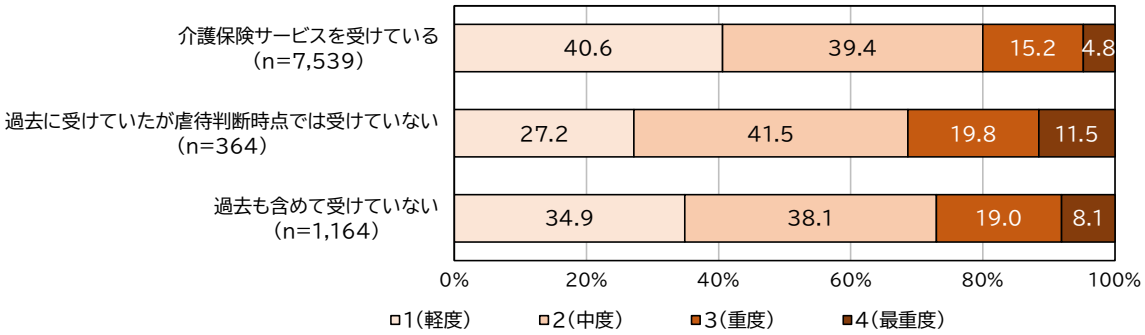

※虐待の程度（深刻度）に回答があったもののうち、要支援・要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

○　被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「相談・通報者」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合では、相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合や過去も含めて受けていない場合では、相談・通報者に「医療機関従事者」「警察」「家族・親族」「被虐待者本人」などその他の相談・通報者が含まれている割合が相対的に高かった。図 23【40P】

図23　被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と相談・通報者の関係

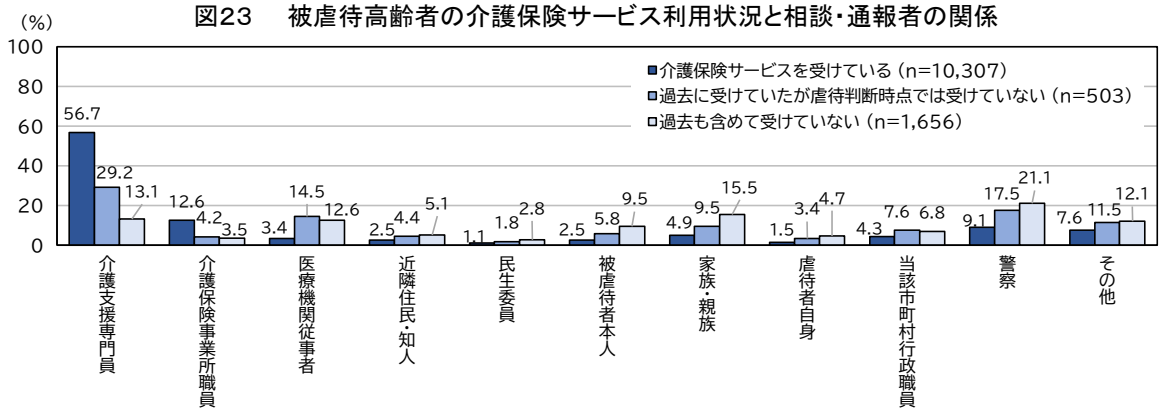

※要支援・要介護認定済者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明のケースを除く。また、相談・通報者の区分中「不明」を除く。

（６）虐待を行った養護者（虐待者）の状況

○　被虐待高齢者における虐待を行った養護者（虐待者）との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が 9,270 人（53.1%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の 5,748 人（32.9%）と合わせると 15,018 人（86.0%）の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【18P】

○　被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 7,100 人（38.7%）で最も多く、次いで「夫」4,178 人（22.8%）、「娘」3,459 人（18.9%）であった。図 24【19P】

図24　被虐待高齢者からみた虐待者の続柄

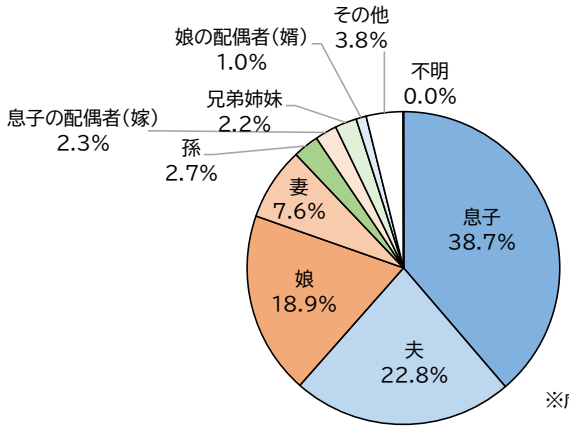

※虐待者の総数18,335人における割合。

○　虐待者の年齢は、「50～59 歳」が 27.2%と最も多く、次いで 70～79 歳（「70～74 歳」と「75～79 歳」の合計）が 16.4%、60～69 歳（「60～64 歳」と「65～69 歳」の合計）が 16.2%、80～89 歳（「80～84 歳」と「85～89 歳」の合計）が 14.5%、「40～49 歳」が 13.4%の順であった。【19P】

（７）虐待の事実が認められた事例への対応状況

○　虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が 4,837 人（20.0%）の事例で行われた。そのうち、「契約による介護保険サービスの利用」が 1,629 人（33.7%）で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 806 人（16.7%）、「やむを得ない事由等による措置」が 751 人（15.5%）、「住まい・施設等の利用（入院、一時保護等を除く。）」が 646 人（13.4%）であった。【19～20P】

一方、「被虐待高齢者と虐待を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・指導」が 7,438 人（58.8%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が 3,451 人（27.3%）であった。【20P】

○　権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が 986 人（うち令和５年度内に利用開始済が 765 人）、「利用手続き中」が 736 人であった。また、令和５年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった 1,501 人のうち、市町村長申立の事例は 1,080 人（72.0%）であった。【20P】

（８）虐待等による死亡事例

養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（令和５年度中に発生、市町村把握）は、「養護者による被養護者の殺人」が 6 件 6 人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が 5 件 5 人、「心中未遂（養護者生存、被養護者死亡）」が 3 件 3 人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」が 1 件 1 人、「その他」8 件 8 人、「不明」4 件 4 人であり、合計 27 件 27 人であった。表 2【21P】

表２　高齢者虐待の年度別虐待による死亡例の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24	28	21	15	25	37	32	27
人数	32	27	24	31	21	21	27	21	25	20	25	28	21	15	25	37	32	27

４．自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

（１）市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和５年度で「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 1,495 市町村（85.9%）で実施されている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 926 市町村（53.2%）、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 920 市町村（52.8%）と半数程度にとどまっている。また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率も 1,013 市町村（58.2%）と 6 割に満たない。表 3【23～24P】

養護者による高齢者虐待の防止に係る市町村での 18 項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数との関係をみると、取組項目が多い市町村ほど高齢者人口比当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。図 25【42P】

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目においては、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」が 1,424 市町村（81.8%）と比較的高い割合であったが、その他の項目については、「指導監督権限を有する施設・事業所おいて虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が 139 市町村（8.0%）、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が 424 市町村（24.4%）など、実施率が低い項目が多かった。【23～24P】

表３　市町村における体制整備の取組項目

広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）
	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）
	居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）
	介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等
	終結した虐待事案の事後検証
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知
	指導監督権限を有する施設・事業所おいて虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制

図25　市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係

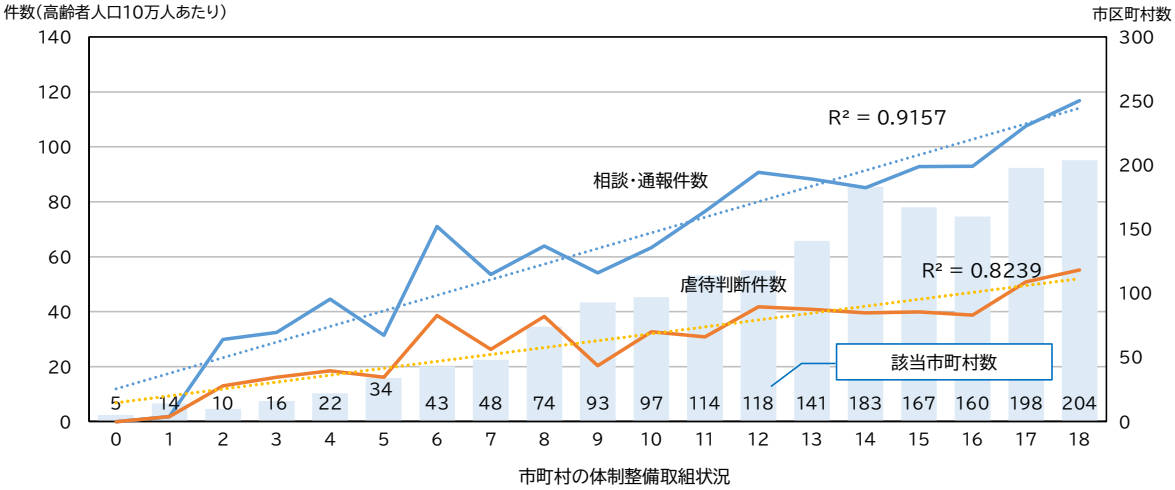

（２）都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

高齢者権利擁護等推進事業関連事業（同様事業の独自実施を含む）の実施状況をみると、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は 44 都道府県（93.6%）で、「市町村への支援（福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置）」は 37 都道府県（78.7%）で実施されていた。一方、「市町村への支援（虐待の再発防止・未然防止検証会議）」（実施済み 6 都道府県）、「市町村への支援（指導等体制強化）」（実施済み 9 都道府県）「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み 13 都道府県）、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み 15 都道府県）、「介護施設・サービス事業所への支援（権利擁護推進員養成研修のうち「講師養成研修」、もしくはこれに類する研修）」（実施済み 16 都道府県）、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（シンポジウム等の開催）」（実施済み 16 都道府県）などを実施している都道府県は限られていた。

それ以外の部分では、「管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）」は 45 都道府県（95.7%）で、「市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等」は 44 都道府県（93.6%）で実施されていた。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目においては、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有」は 47 都道府県（100%）で、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議」は 44 都道府県（93.6%）、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催」は 41 都道府県（87.2%）で実施されていた。一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）」（実施済み 23 都道府県）は半数を下回っていた。【26～27P】